



令和8年3月27日
日本下水道事業団

令和8年度から適用する、建設工事における入札契約制度等の改定について

担い手確保の取組の推進、不調・不落抑制、業界団体等との意見交換、業務の実態等を踏まえ、日本下水道事業団（JS）の建設工事における入札契約制度等を改定いたします。

入札契約制度等改定の概要（建設工事）

（1）主任技術者又は監理技術者の専任義務の緩和

- ・ 監理技術者制度運用マニュアルにおける「専任特例1号」及び「営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との職務の兼務」を適用できるものとする
- ・ 監理技術者等の兼務届に記載のある2つの工事に限り兼務の可否をJSが判定し提出者に通知する
- ・ 現在稼働している当該工事の委託団体が管理する施設に限定して兼務可能とする

（2）現場代理人の常駐義務及び職務の兼任の緩和

- ・ 主任技術者又は監理技術者が兼務した現場で、現場代理人の職務を兼ねることが可能であることを明文化

（3）設計担当技術者（機械工事）の要件緩和

- ・ 資格要件である「監理技術者資格者証（水又は機）を有する者であって、1.5年以上の機械設備の設計経験を有する者」について前年度までの要件である「監理技術者資格者証（水又は機）を有する者」に改定
- ・ 資格要件「技術士（機械部門）」に「技術士（上下水道部門）を有する者」を追加
- ・ 反応タンク設備、薬注、脱水設備を対象とした設計経験を緩和（主任技術者又は監理技術者の要件に整合）

（4）設計担当技術者（電気工事）の要件緩和

- ・ 処理場・ポンプ場の電気設備工事を対象とした設計経験を緩和（主任技術者又は監理技術者の要件に整合）

（5）主任技術者又は監理技術者、設計担当技術者（電気工事）の要件緩和

- ・ 焼却炉設備における電気設備工事における受変電、自家発電機の設計経験を緩和

(6) 優良工事技術者の評価基準の追加（総合評価）

- ・ これまでの企業への表彰に対する評価に加え、総合評価における評価基準に技術者の表彰を追加

(7) 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の試行

- ・ 全ての工事のうち、受注者が建設キャリアアップシステムを活用することを届け出た工事を対象とする（実施届出書を監督職員に提出）
- ・ 一定の要件を達成できた場合に、工事成績評定で加点する

(8) JSからの能動的な入札公告情報の発信（試行）（土木工事、建築工事のみ）

- ・ 不調・不落となる可能性の高い、一部の工事を対象に、当該工事の工事名、公告日などの入札公告情報をJSが競争参加資格を保有する登録企業にメールを配信することを試行

(9) 電子検査の適用の推進

- ・ 電子検査マニュアルにおいて原則として電子検査の適用となることや、適用が難しい場合の協議について周知（特記仕様書）

摘要

令和8年4月1日以降に公告する工事から適用する

建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事実施要領

URL : https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-C.html

監理技術者等の取扱いについて（R8.4.1）

URL : https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-C.html

現場代理人の常駐規定に係る緩和について（R8.4.1）

URL : https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-C.html

JSからの能動的な入札公告情報の配信による入札参加意欲の促進について（試行）

URL : <https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu.html>

<問い合わせ先>

事業統括部 技術監理課

技術監理課長 米澤 啓太

TEL:03-6892-2011



(1) 主任技術者又は監理技術者の専任義務の緩和
 (2) 現場代理人の常駐義務及び職務の兼任の緩和

R8.4.1~

同一の現場代理人および主任（監理）技術者が管理できる範囲の拡大

主任（監理）技術者の兼務

- 営業所技術者（R8.4.1公告から適用）**追加**
 - ・ 監理技術者又は主任技術者
 - ・ 特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。
 - ・ 詳細は監理技術者制度運用マニュアル（二一（五））による
- 専任特例1号（R8.4.1公告から適用）**追加**
 - ・ 監理技術者又は主任技術者
 - ・ 専任特例1号が適用できる条件において、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できる。
 - ・ 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。
 - ・ 詳細は監理技術者制度運用マニュアル（三（2）①）による

（R8.4.1公告から適用）

- ※ 監理技術者制度運用マニュアルの要件を満たすことが必要
- ※ 全ての発注者の了解が必要
- ※ 原則として同一の委託団体が管理する施設に適用
- ※ JSが指定する兼務届の提出
- ※ 届け出た2工事において兼務を承認
- ※ 低入札工事でも適用可能

監理技術者制度運用マニュアルの要件を満たすこと

原則として同一の委託団体が管理する施設に適用

JSが指定する監理技術者等の兼務届の提出

現場代理人と主任（監理）技術者の兼任

- 監理技術者又は主任技術者を兼務した場合について、現場代理人との兼任を認める

兼務届（改定）

(別紙1)

年 月 日

日本下水道事業団
 契約職
 ○○○ 氏 名 殿

受注者 住 所
 氏 名

監理技術者等の兼務届

下記のとおり、専任を要する監理技術者等を他の工事に従事させたいので届け出します。

記

1 工事概要（現在契約している工事）

発注者	日本下水道事業団
工事件名	
工事場所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
請負代金額	○○,○○○,○○○円（税込み）
技術者区分	<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者
専任期間	年 月 日 ~ 年 月 日
兼務する技術者の氏名	
工事の主な内容	

2 1の工事と技術者を兼務させる工事（これから公告する工事）
 （公告前のものは、公表されている概要でよい）

発注者	<input type="checkbox"/> 日本下水道事業団 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事名	
工事場所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
技術者区分	<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者
専任期間	年 月 日 ~ 年 月 日
兼務する技術者の氏名	
工事の主な内容	

3 兼務を適用できる理由

理由

1) 1の工事を全面的に一時中止している期間（5(3)）
 （休業後の対応方法： ）
 2) 密接な関連のある二以上の工事を管理する（6(4)）
 3) 1の工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である（6(5)）
 4) 専任特例1号（6(2)）
 5) 専任特例2号（6(3)）
 備考（その他）

4 結果（日本下水道事業団記入欄）

上記の2工事の兼務について、
 兼務を認めます（承認する）
 兼務を認めません（承認しない）

年 月 日

日本下水道事業団
 契約職

※1. 4の枠内に日本下水道事業団が記入します。
 ※2. 本結果は、提出された2つの工事の兼務についてのもので、承認するものではありません。
 ※3. 本結果は建設業法、監理技術者制度運用マニュアルの要件を満たしていることを前提に承認するものです。
 ※4. 兼務するそれぞれの工事で、主任（監理）技術者に求める要件を満たしている必要はありません。
 5 注意事項
 (1) 監理技術者等は主任技術者又は監理技術者となります。
 (2) 本兼務は主任監理員（JS）に提出すること。
 (3) 主任監理員（JS）は、受領後速やかに本兼務を施工管理課（JS）経由で契約課（JS）に提出すること。
 (4) 主任監理員（JS）は、受領後速やかに本兼務の写しを担当 PMR（JS）に提出すること。
 (5) 主任監理員（JS）は、承認結果を受注者に通知すること。
 (6) 本兼務の主任監理員（JS）から受注者への通知には提出日から14 営業日を要する。
 (7) 日本下水道事業団が発注する工事（専任）である場合は、本兼務で兼務を承認していることが必要となる。（本資料は、参加する工事の競争参加資格補綴申請書（事前審査）又は競争参加申請書（事後審査）に添付して提出すること）
 (8) 「兼務を認めません。」が選択された場合は、届け出た2つの工事間の監理技術者等の兼務を認めることができません。



機械設備工事及び電気設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和

機械設備工事

- 設計担当技術者（設計経験）
 - ・設計経験（反応タンク設備、薬注・脱水設備に適用）
 設計経験を「下水道法のポンプ場又は処理場に係る機械設備工事、又は公共施設で請負工事が2,500万円以上の機械設備工事の設計経験」とする条件に緩和
 （これまでは、反応タンク設備に限る、薬注、脱水設備に限るという要件（設計経験）があったものからの緩和）
 ※ R7.4に主任（監理）技術者において実施した緩和と同等の緩和方針

- 設計担当技術者（資格）
 - ・資格：下水道にかかる資格を資格要件として追加等の緩和、

令和8年3月31日までに公告する工事

令和8年4月1日以降に公告する工事

- | | |
|---|------------------------------|
| ①大学において機械工学科又はこれに相当する学科を卒業した者であって、1.5年以上の機械設備の設計経験 | ①同左 |
| ②短期大学若しくは高等専門学校において機械科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、2.5年以上の機械設備の設計経験 | ②同左 |
| ③高等学校において機械科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、3.5年以上の機械設備の設計経験 | ③同左 |
| ④下水道技術検定（第1種又は第2種）を有する者であって、0.5年以上の機械設備の設計経験 | ④同左 |
| ⑤監理技術者資格者証（水又は機）を有する者であって、 <u>1.5年以上の機械設備の設計経験</u> | ⑤監理技術者資格者証（水又は機）を有する者 |
| ⑥技術士（機械部門） | ⑥技術士（機械部門）又は技術士（上下水道部門）を有する者 |
| ⑦水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る5年以上の機械設備の設計経験 | ⑦同左 |

電気設備工事

- 設計担当技術者（設計経験）
 - 1) 設計経験（処理場・ポンプ場）
 設計経験を「公共施設で請負工事が2,500万円以上の電気設備工事の設計経験」とする条件に緩和
 ※ R7.4に主任（監理）技術者において実施した緩和と同等の緩和方針

令和8年3月31日までに公告する工事

令和8年4月1日以降に公告する工事

公告に記載された電気設備工事内容で、下水道法上の処理場、今回工事と処理方式が同一の地方公共団体等が発注した下水道類似施設、又は上水道施設の設計経験を有する者（建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く）。

地方公共団体等が発注した公共施設に係る電気設備工事で、請負工事金額が2,500万円以上の設計経験を有するもの。ただし、共同住宅は除く。

なお、受変電設備にあつては、地方公共団体等が発注した受変電設備、自家発電設備にあつては、地方公共団体等が発注した自家発電設備の設計経験を有する者

令和8年3月31日までに公告する工事

令和8年4月1日以降に公告する工事

公告に記載された電気設備工事内容で、下水道法上の処理場、ポンプ場（処理場内ポンプ場を含む。）、地方公共団体等が発注した下水道類似施設のポンプ場（処理場内ポンプ場を含む）、又は上水道施設の設計経験を有する者。ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。

地方公共団体等が発注した公共施設に係る電気設備工事で、請負工事金額が2,500万円以上の設計経験を有するもの。ただし、共同住宅は除く。

なお、受変電設備にあつては、地方公共団体等が発注した受変電設備工事、自家発電設備にあつては、地方公共団体等が発注した自家発電設備工事の設計経験を有する者

- 主任（監理）技術者（工事経験）、設計担当技術者（設計経験）
 - 2) 焼却炉工事

焼却炉工事の「受変電設備において、焼却炉工事かつ受変電工種」、「自家発電設備において、焼却炉工事かつ自家発電機工種」の実績を求めない（その他工種の受変電・自家発電機実績を可とした）



(6) 優良工事技術者の評価基準の追加 (総合評価)

新規

R8.4.1~

優良工事技術者の評価基準を追加

これまでは企業の表彰を対象 ⇒ 技術者の表彰も評価対象に追加

配置予定技術者の優良工事技術者表彰等

日本下水道事業団、当該工事の委託団体及び当該工事の委託団体が所在する地域の国土交通省地方整備局等並びに都道府県の発注した工事での優良工事技術者表彰等の有無について、評価する。

工事種別：一般土木工事、建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の場合

評価基準	評価点
①、②、③、④又は⑤のいずれかに該当する表彰を受けた実績 ①日本下水道事業団理事長からの「優良工事技術者表彰等」 ②当該工事の委託団体からの「優良工事技術者表彰等（首長表彰）」 ③当該委託団体が所在する国土交通省地方整備局等からの「優良工事技術者表彰（局長表彰）」 ④当該委託団体が所在する道府県からの「優良工事技術者表彰等（知事表彰）」 ⑤当該委託団体が東京都に所在する場合における東京都からの「優良工事技術者表彰（局長表彰）」	1点
①、②、③、④又は⑤のいずれかに該当する表彰を受けた実績 ①日本下水道事業団総合事務所長からの「優良工事技術者表彰等」 ②当該工事の委託団体からの「優良工事技術者表彰等（首長以外からの表彰）」 ③当該委託団体が所在する国土交通省地方整備局等からの「優良工事技術者表彰（局長以外からの表彰）」 ④当該委託団体が所在する道府県からの「優良工事技術者表彰等（知事以外からの表彰）」 ⑤当該委託団体が東京都に所在する場合における東京都からの「優良工事技術者表彰（局長以外からの表彰）」	0.5点
上記に該当しない場合	0点

工事種別：流体機械設備工事、下水処理設備工事、汚泥焼却設備工事及び電気設備工事の場合

評価基準	評価点
①日本下水道事業団理事長からの「優良工事技術者表彰」に該当する表彰を受けた実績	1点
①日本下水道事業団総合事務所長からの「優良工事技術者表彰等」に該当する表彰を受けた実績	0.5点
上記に該当しない場合	0点

①評価対象期間：対象となる表彰を受けた年度
過去2か年度の表彰を受けた実績

配置予定技術者の表彰で評価されるものは
主任（監理）技術者・現場代理人いずれで表彰されても評価する

②競争参加資格（認定資格）毎の優良工事技術者表彰等の評価対象となる工事種別

競争参加資格（認定資格） ^{注1)}	評価対象となる表彰を受けた工事種別等
一般土木工事	①日本下水道事業団からの表彰 ：一般土木工事、建築工事
建築工事	②当該工事の委託団体、当該工事の委託団体が所在する地域の国土交通省地方整備局等及び都道府県 ：工事種別を問わない
建築機械設備工事	①日本下水道事業団からの表彰 ：建築機械設備工事 ②当該工事の委託団体、当該工事の委託団体が所在する地域の国土交通省地方整備局等及び都道府県 ：工事種別を問わない
建築電気設備工事	①日本下水道事業団からの表彰 ：建築電気設備工事 ②当該工事の委託団体、当該工事の委託団体が所在する地域の国土交通省地方整備局等及び都道府県 ：工事種別を問わない
流体機械設備工事	①日本下水道事業団からの表彰 ：流体機械設備工事、下水処理設備工事及び汚泥焼却設備工事
下水処理設備工事	
汚泥焼却設備工事	
電気設備工事	①日本下水道事業団からの表彰 ：電気設備工事

注1) 単体有資格者業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める競争参加資格（認定資格）

③評価方法

- ・特定建設共同企業体においては代表者の配置予定技術者の表彰、経常又は大手企業連携型建設共同企業体においては競争参加資格があるとして認定された者の配置予定技術者の表彰とする（特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）。
- ・申請できる件数は、「優良工事技術者表彰等」のうち評価点数が高い表彰の1件とする。
- ・表彰状の写し等の受彰が確認できる資料が添付されていない場合は、評価しない。



建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事の試行開始

建設キャリアアップシステム (以下「CCUS」という) は、工事現場の技能者の処遇、人材確保、生産性向上を目指し平成31年4月から運用が開始されている。

その後、国土交通省と建設業者団体が連携し、利用促進が進められている。このような背景を踏まえ、日本下水道事業団においても公共工事の品質確保のため、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することとし、CCUSの試行を開始する



全工事に適用する

CCUS実施の希望者が申請・実施するもの

CCUS実施 ⇒ 要件未達成でも減点等なし

○ 「建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事実施要領」を新規制定・HP公開

○ 実施内容を達成した場合の工事成績評定における評価

- ・ 受注者は、カードリーダー等を現場に設置した際、設置状況が分かる写真を撮影し、監督職員に提出するものとする。
- ・ 各指標の計測は、現場工事の開始日から工事が完了するまでの期間中に2回以上計測を行う。
- ・ 計測日における指標の算定の根拠となる資料 (施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等) について結果とともに提出
- ・ 最終計測日の測定完了後、平均登録事業者率、平均登録技能者率及び平均就業履歴蓄積率を算出し、監督職員に提出



各指標は算出まで

工事成績評定の主任監督員の
創意工夫【その他】の項目で1点加点点評価



(8) JSからの能動的な入札公告情報の配信(土木工事、建築工事のみ)

新規

R8.4.1~

JSからの能動的な入札公告情報の発信による入札参加意欲の促進

現在、メール配信サービス会員に対し入札公告情報を公告日に配信している。

上記取り組みに加え、公平性・透明性等を保ちながら、JS工事を受注可能性の見込める企業に対し、公告条件・公告資料等直接メールで知らせる（能動的な公告情報の発信）ことにより入札参加の可能性を向上させる



一部の土木工事、建築工事に適用して試行する

不調・不落リスクの高い工事を選定（Dランク工事など）

入札公告の開始日と同日に配信

工事名・公告日、JS入札関連サイトへのリンク等を配信（配信内容は公表している内容までに限定）

JSの競争参加資格を有し、当該工事に参加可能な企業を対象としてメールを配信

入札公告情報：メール配信サービス

<https://www.jswa.go.jp/bid/nyusatsu/control/register.php>

日本下水道事業団 入札・契約情報検索サイト

HOME | 工事請負 | 設計業務委託 | 役務提供・物品購入

入札公告情報を公告日にお届けします
メール配信サービス会員募集中！

- Point1** 入札公告情報※を公告日に、発注予定工事を定期公表時にお届けします！
- Point2** ご希望の都道府県、工程・等級で入札公告情報を受けとることが出来ます！
- Point3** 会員登録は無料です。年会費等もかかりません。

※「工事請負」の入札公告情報がメール配信の対象です。「設計業務委託」「役務提供・物品購入」は対象外です。

仮登録を行う

入札・契約情報検索サイト

<https://www.jswa.go.jp/bid/nyusatsu/control/top.php>

日々の暮らしを支える下水道
下水道事業団は、様々な入札案件の検索を支援しています。

Q 入札案件を探す

現在、参加可能な案件を探す

工事請負、設計業務委託、役務提供・物品購入

キーワードから探す

工事請負 | 入札公告 | 検索

詳細検索

入札詳細や入札結果もご覧になれます。

工事請負、設計業務委託、役務提供・物品購入



電子検査の推進、マニュアルの改訂

- 電子検査マニュアルの改訂
- 電子検査について、建設工事各職種の特記仕様書に明記

マニュアルの主な改訂内容、電子検査導入のメリット

- ・電子検査手続きの流れがわかる実施手順を追加
- ・円滑な書面検査実施のために、JS-INSPIREへ検査員を招待することを追加。
- ・良好な通信が確保されていれば、オンラインでの検査も可能とした。
- ・部分的に紙媒体での書面検査実施も可能と明記
- ・委託団体との調整事項の追加等



- ・電子検査導入により、紙書類の印刷、製本、およびそれらの管理や運搬にかかる労力とコストの削減。
- ・現場の業務負担軽減による、受注者側の労働環境改善。



電子検査マニュアル（案）

第2版

令和8年4月

各工事の特記仕様書への明記

- ・「民間事業者との共創プロジェクト」の一環として、JS版工事情報共有システム（JS-INSPIRE）から出力される電子データを利用した検査（電子検査）を推進している。
- ・電子検査については、「JS版工事情報共有システム（JS-INSPIRE）活用マニュアル（日本下水道事業団）」P.28に掲載されている。
- ・電子検査の利用促進を図るために工事特記仕様書に追記を行う。

建設工事特記仕様書（各職種）

改定案	現行
(14)工事情報システム 1)原則として、本工事は、JS版工事情報共有システムを適用する。 2)検査（工事完成検査、工事指定部分完成検査等）については、本システムの電子データを利用した検査（電子検査）を原則とする。ただし、現地状況等により、電子検査が難しい場合は監督員と協議のうえ、検査方法を決定すること。 3)対象工事の詳細については、「JS版工事情報共有システム（JS-INSPIRE）活用マニュアル（日本下水道事業団）」（URL: https://www.jswa.go.jp/inspire/pdf/manual_r69.pdf よりダウンロード可能）による。	(14)工事情報システム 原則として、本工事は、JS版工事情報共有システムを適用する。対象工事の詳細については、「JS版工事情報共有システム（JS-INSPIRE）活用マニュアル（日本下水道事業団）」（URL: https://www.jswa.go.jp/inspire/manual.pdf よりダウンロード可能）による。